

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年6月20日(2019.6.20)

【公表番号】特表2018-515534(P2018-515534A)

【公表日】平成30年6月14日(2018.6.14)

【年通号数】公開・登録公報2018-022

【出願番号】特願2017-559312(P2017-559312)

【国際特許分類】

A 6 1 K	38/17	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 K	47/24	(2006.01)
A 6 1 K	47/36	(2006.01)
A 6 1 K	47/02	(2006.01)
A 6 1 K	47/04	(2006.01)
A 6 1 K	47/12	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)
C 0 7 K	14/47	(2006.01)
C 1 2 N	15/09	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	38/17	
A 6 1 K	9/08	
A 6 1 K	47/24	
A 6 1 K	47/36	
A 6 1 K	47/02	
A 6 1 K	47/04	
A 6 1 K	47/12	
A 6 1 P	27/02	
C 0 7 K	14/47	
C 1 2 N	15/09	

A

【手続補正書】

【提出日】令和1年5月17日(2019.5.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

視覚的ハロー、視覚的スターバースト、視覚的グレア、静止視力もしくは動体視力の損失、または夜間視覚の低下からなる群から選択される視覚収差を患っている患者を処置するためのラブリシンを含む眼科的に許容可能な溶液であって、前記患者の片眼または両眼の表面上に、前記片眼または両眼の角膜表面全体にラブリシンの膜を形成し、かつ前記視覚収差を軽減するのに十分な量の、前記眼科的に許容可能な溶液が付着される、溶液。

【請求項2】

視覚的ハローを低減するために患者を処置するためのラブリシンを含む眼科的に許容可能な溶液であって、前記患者の片眼または両眼の表面上に、前記片眼または両眼の角膜表面全体にラブリシンの膜を形成するのに十分な量の、前記眼科的に許容可能な溶液が付着される、溶液。

【請求項 3】

患者の静止視力または動体視力を改善するためのラブリシンを含む眼科的に許容可能な溶液であって、前記患者の片眼または両眼の表面上に、前記片眼または両眼の角膜表面全体にラブリシンの膜を形成するのに十分な量の、前記眼科的に許容可能な溶液が付着される、溶液。

【請求項 4】

視覚的スターバーストを低減するために患者を処置するためのラブリシンを含む眼科的に許容可能な溶液であって、前記患者の片眼または両眼の表面上に、前記片眼または両眼の角膜表面全体にラブリシンの膜を形成するのに十分な量の、前記眼科的に許容可能な溶液が付着される、溶液。

【請求項 5】

グレアを低減するため、または夜間視覚を改善するために視覚的グレアまたは夜間視覚の低下を患っている患者を処置するためのラブリシンを含む眼科的に許容可能な溶液であって、前記患者の片眼または両眼の表面上に、前記片眼または両眼の角膜表面全体にラブリシンの膜を形成するのに十分な量の、前記眼科的に許容可能な溶液が付着される、溶液。

【請求項 6】

垂直プリズム、水平プリズム、乱視、焦点ぼけ、トレフォイル、垂直コマ、水平コマ、クアドラフォイル、2次乱視、球面収差、他のゼルニケ多項式により表現される収差、ミクロ収差、またはマクロ収差から選択される高次視覚収差を患っている患者を処置するためのラブリシンを含む眼科的に許容可能な溶液であって、前記患者の片眼または両眼の表面上に、前記片眼または両眼の角膜表面全体にラブリシンの膜を形成し、かつ前記視覚収差を軽減するのに十分な量の、前記眼科的に許容可能な溶液が付着される、溶液。

【請求項 7】

不安定な視覚、特に、まばたきの合間に時間と共に高次収差が増大する不安定な視覚を患っている患者を処置するためのラブリシンを含む眼科的に許容可能な溶液であって、前記患者の片眼または両眼の表面上に、前記片眼または両眼の角膜表面全体にラブリシンの膜を形成し、かつ前記時間的に変化する視覚収差を軽減するのに十分な量の、前記眼科的に許容可能な溶液が付着される、溶液。

【請求項 8】

視覚的ハロー、視覚的スターバースト、視覚的グレア、静止視力もしくは動体視力の損失、または夜間視覚の低下を患っていると共に、白内障手術、生体内レーザー屈折矯正術（LASIK）、レーザー屈折矯正角膜切除術（PRK）、レーザー上皮細胞屈折矯正術（LASEK）、屈折レンズ交換（RLE）および老視レンズ交換（PRELEX）からなる群から選択される眼科手術を以前に受けたことがある患者の眼の表面に前記溶液が付着される、請求項1～7のいずれか一項に記載の溶液。

【請求項 9】

ラブリシンが溶液滴として10～100マイクロリットルの体積を有する、請求項1～8のいずれか一項に記載の溶液。

【請求項 10】

ラブリシンが溶液滴として15～30マイクロリットルの体積を有する、請求項1～8のいずれか一項に記載の溶液。

【請求項 11】

ラブリシンが溶液として5μg/mL～5,000μg/mLの範囲内の濃度を有する、請求項1～8のいずれか一項に記載の溶液。

【請求項 12】

ラブリシンが溶液として10μg/mL～300μg/mLの範囲内の濃度を有する、請求項1～8のいずれか一項に記載の溶液。

【請求項 13】

ラブリシンが溶液として50μg/mL～200μg/mLの範囲内の濃度を有する、

請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の溶液。

【請求項 1 4】

溶液中のラブリシンが L - - ジパルミトイルホスファチジルコリン、ホスファチジルコリン、ホスファチジルエタノールアミンおよびスフィンゴミエリンからなる群から選択される、眼科的に許容可能な界面活性リン脂質を含む、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の溶液。

【請求項 1 5】

溶液中のラブリシンが少なくともリン酸ナトリウムおよび塩化ナトリウムを含むリン酸緩衝生理食塩水を含む、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の溶液。

【請求項 1 6】

溶液中のラブリシンが塩化カリウム、重炭酸ナトリウム、重炭酸塩カリウム、塩化カルシウム、塩化マグネシウム、クエン酸ナトリウム、塩酸、および水酸化ナトリウムからなる群から選択される 1 つまたは複数の電解質を含む眼科的に許容可能な平衡塩類溶液を含む、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の溶液。

【請求項 1 7】

眼科的に許容可能な溶液中のラブリシンがヒアルロン酸塩またはヒアルロン酸を含む、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の溶液。

【請求項 1 8】

前記溶液がドライアイ疾患と診断されていない患者の眼の表面上に付着される、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の溶液。

【請求項 1 9】

視覚的ハロー、視覚的スターバースト、視覚的グレア、静止視力もしくは動体視力の損失、夜間視覚の低下、または少なくとも一部は涙膜の欠損によって生じる他の視覚収差を患っている患者のヒトの眼に局所適用するための薬剤を調製するためのラブリシン糖タンパク質の使用。